

農業用地を宅地へ地目変更

現法制度ではできない



もり はるし 議員 森 治史

つていけば休校となり、集落は過疎になるのではとの不安の声がある。現在、高台移転が進まない現状なので、小学校前の町道南側の農業用地（字ヤリガサヤ）を、宅地へ地目変更が可能になるように早急に県、国に要望すべきではないか。

答 大西町長

南部農協が事業主体となり造成を行った農地は、町の農業振興地域整備計画での第一種農地に区分されており、宅地等への転用は現時点の法制度ではできないと判断している。農地転用については農水省の役人と実際に話し、最近では改善の策、その次の策を提案している。地域の過疎化と農地転用を一つの狙い（もとめ）に乗せるのは少し論理的飛躍があり過ぎると思う。

野良猫対策

条例制定が必要ではモラル向上を町民へ啓発

問 動物愛護から野良猫に餌、水を与える行為により、庭や畑への糞尿等の苦情が区長、住民から町担当職員へ上がっている。現状では条例がなく、処置ができない状態と思う。和歌山県条例の中に猫に餌をやる場合は、時間を定め行い、実施後は餌、水を速やかに回収することや、自分の所有する猫以外には、継続的、または反復して餌を与える者は、あらかじめ与える場所の周辺住民に対し全戸に実施内容についての説明をするように努めなければならないとある。県外、県内市町村の条例を参考に、町条例の制定が必要ではないか。

答 藤本住民課長

猫に関する苦情もいくつかわ寄せられている。野良猫を減



三浦小学校前の農地（宅地宅地への地目変更）

らす対策として昨年10月より、町の雌猫不妊手術促進事業交付金要綱を制定。県の補助金へ上乘せをして手術を行うボランティアの費用軽減を図っている。

県条例の中に飼い主として自覚を持つと共に、他人に迷惑をかけないための躰を行うように努めなければならないと明記されている。動物と共に生活する人が増える一方で、虐待、飼育放棄等の問題があり、こうした状態の対処のために飼い主のモラル向上を目指すための条例も重要と考えるが、まず町民へ啓発を行い、終生屋内飼養、不妊、去勢手術の普及と徹底を図り、野良猫問題を一緒に考える地域コミュニケーションを作ることが大切だと考える。